

西予市都市計画マスタープラン

計 画 書

(見直し版)

修正箇所のみ抜粋

西予市

令和2年3月

西予市都市計画マスタープラン 目次

第1編 はじめに

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって	1-1
1. 策定の背景	1-1
2. 本計画の位置づけ	1-3
3. 本計画の構成	1-4
第2章 計画の方向性	1-5
1. 本計画の役割	1-5
2. 対象区域	1-5
3. 計画期間	1-5
4. 人口の見通し	1-6
第3章 西予市の現況と課題	1-7
1. 地勢・沿革	1-7
2. 都市計画の状況	1-8
3. 人口の動向	1-11
4. 土地利用・都市機能・開発の動向	1-13
5. まちづくりの課題	1-21

第2編 全体構想

第1章 まちの将来像	2-1
1. 将来像	2-1
2. 将来まち構造	2-3
3. まちづくりの目標	2-7
第2章 部門別・まちづくりの方針	2-10
1. 土地利用	2-11
2. 都市施設	2-15
3. 自然・景観	2-18
4. 防災・減災	2-18

第3編 地域別構想

第1章	地域区分の設定	3-1
第2章	地域別構想	3-2
第1	宇和地域	3-2
第2	野村地域	3-14
第3	三瓶地域	3-27
第4	明浜地域	3-37
第5	城川地域	3-46

第4編 実現化方策

第1章	都市計画マスタープラン実現化の基本的な考え方	4-1
第2章	実現化方策	4-2
第3章	これからの地域づくりに向けて（市民の役割）	4-6

資料編

第1編 はじめに

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1. 策定の背景

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市の都市計画（まちづくり）の基本的な方針を示すものです。この都市計画マスタープランに沿って、まちづくりの方向性や土地利用の規制・誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められます。

平成16年に旧5町の合併により誕生した西予市（以下「本市」という。）では、平成19年に策定した「西予市都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりや地域づくりを進めてきました。

西予市都市計画マスタープランの策定から10年が経過し、人口減少や過疎化が進むとともに、国において様々な都市計画制度が改正される等、私たちの「まち」を取り巻く情勢は大きく変化しています。

また、都市計画マスタープランの上位計画となる愛媛県による「西予都市計画区域マスタープラン」の変更（平成29年4月）や本市の行政運営における最上位計画である「第2次西予市総合計画」の策定（平成28年4月）が行われました。

このような状況を踏まえ、本市全体にわたる都市計画（まちづくり）を新たに展望し、まちづくりの長期的な方向性を示す「西予市都市計画マスタープラン（改訂版）」（以下「本計画」という。）を策定します。

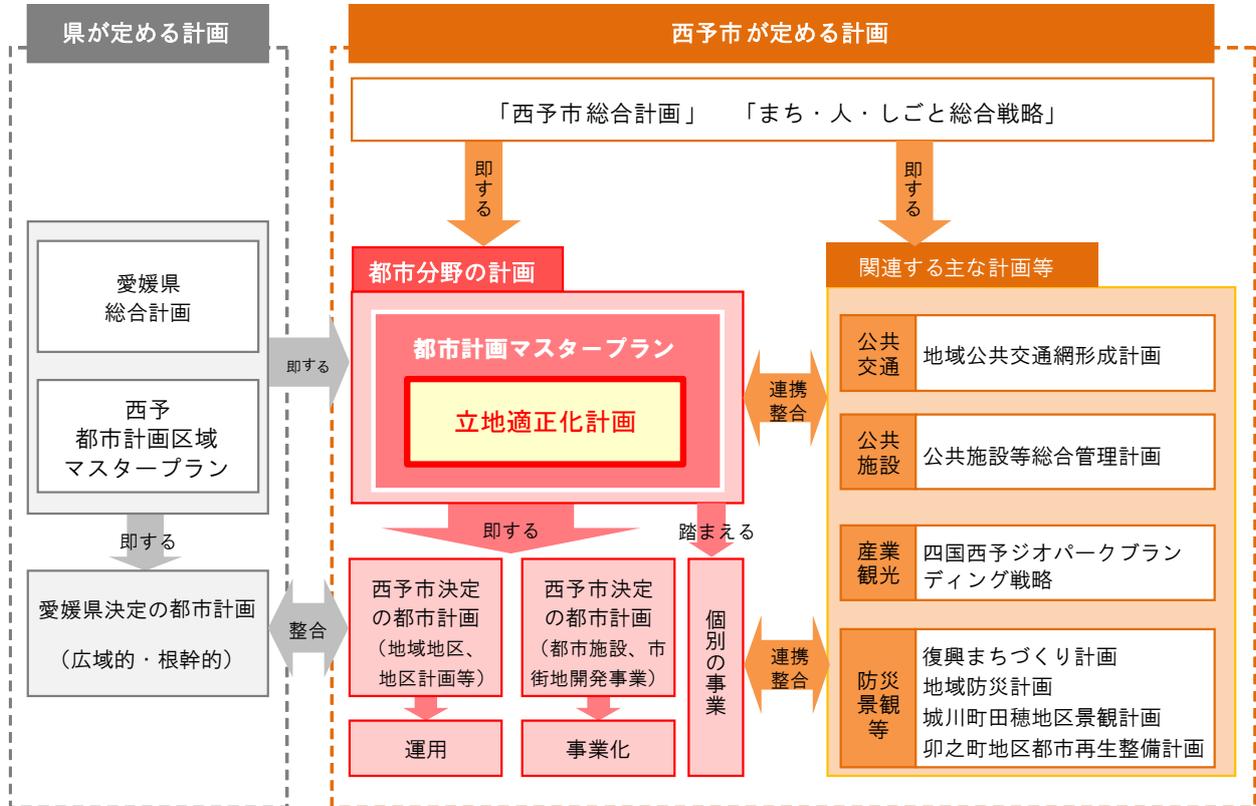
なお、都市再生特別措置法第81条に基づき作成する西予市立地適正化計画は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針や、居住の誘導及び都市機能の誘導に関する事項について位置づけ、都市計画マスタープランの一部とみなす計画として作成しています。

~~また、本都市計画マスタープラン策定中に平成30年7月豪雨が発生し、西予市では、浸水や土砂災害の被害を受けました。このため、今後、復興計画の策定及び復興事業を行う事となり、それにあわせて、都市計画マスタープランや立地適正化計画の見直しを図ります。~~

赤字：見直し箇所

2. 本計画の位置づけ

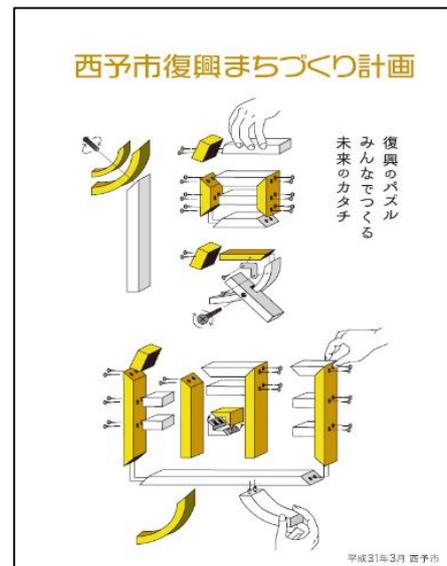
本計画は、「西予都市計画区域マスタープラン」や「第2次西予市総合計画」等の上位・関連計画との連携を図り定めるものです。



本市では、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けました。特に野村地区では被害が大きく、肱川における氾濫により、市街地が浸水しました。

このため、平成30年7月豪雨からの復興に向けた基本方針や基本的な施策を位置付けた、「西予市復興まちづくり計画」を平成31年3月に策定しています。

本計画は、「西予市復興まちづくり計画」に即して策定しています。



5. まちづくりの課題

上位・関連計画の方向、現況と課題や市民アンケート、現行都市計画マスタープランの評価等から見た本市の「強み」「弱み」「今後やるべきこと」から、新しい都市計画マスタープランの方向として「まちづくりの課題」を検討しました。

課題1 西予市ならではの自然・景観の保全、多様性を活かした地域の活性化

本市が誇る「四国西予ジオパーク」の認定を受けた多様な地形や豊かな自然、美しい景観と、そこに生活する人々が培ってきた『西予市ならではの多様性』は、本市の最大の強みと言えます。

しかし、市民からは、この『西予市ならではの多様性』が十分に活用できていない、「市民が『西予市の強み』に気づいていない」、「多様な地域がある反面、各地域がバラバラである」といった意見が挙げられています。

本市の強みである多様な地形や自然、景観等を活かして、地域ごとの個性を活かしたまちづくりや地域のマネジメントに取り組むとともに、これらを通じて、地域の活性化につなげていく必要があります。

課題2 身近な生活環境や災害リスクを考慮したまちの基盤整備

市民が安全・安心な暮らしを続けるためには、公園や下水道等の基本的な都市基盤の充実が必要です。しかし、都市計画区域外の既存集落等においては、まだまだ都市基盤や生活を支える施設が充実しておらず、今後も引き続き整備していくべき地域が多く見られます。人口減少が続く現在において、これまで以上の人口減少（特に人口の社会減）を抑えるためにも、身近な生活環境の整備が必要です。

また本市は、三瓶・明浜地域における南海トラフ巨大地震等による津波災害や台風等による高潮災害、宇和・野村地域における台風や豪雨に伴う肱川の水害、その他、山間部や傾斜地における土砂災害等のリスクが懸念されています。このような災害リスクを考慮したまちづくりが必要です。

さらに近年、全市的に空き家・空き地の増加が喫緊の課題となっており、これに対応することが必要です。

課題3 まちなかの魅力向上・利便性の維持、周辺部の生活機能の維持と地域間のネットワーク強化

本市では、宇和・野村・三瓶地区の都市計画用途地域を中心に、いわゆる「まちなか」となる区域においては、一定の都市機能や基幹的な公共交通が集積し、便利に暮らせる環境が整っています。

第3編 地域別構想

第2 野村地域

1. 地域の現況

野村地域は、市の東側中心部から北東部に位置します。地域を縦断するように国道197号と国道441号及び大規模林道が、地域を横断するように主要地方道宇和野村線が走り、周辺他地域(宇和地域・城川地域)、他市町(大洲市・宇和島市・内子町・久万高原町・鬼北町・高知県梶原町)と接続しています。

地域の中心部には都市計画区域の指定があり、用途地域が指定されています。

野村支所周辺は、野村地域・城川地域の生活拠点であり、生活サービス施設や公共交通が一定程度充実しています。野村生活拠点に立地する「カロト温泉・乙亥の里」は、本市の主要な観光施設として、市内外からの観光誘客を図っています。

東西方向に広がる野村地域は、「四国西予ジオパーク」の魅力を存分に感じることが出来る地域です。また、豊かな自然を活かし、酪農が盛んです。北東部の大野ヶ原地区は標高1,100～1,400mに位置し、「四国カルスト」を代表するスポットとなっています。



■位置図



■乙亥の里



■野村の空と自然 (溪筋地区)



■カルストの風景



■市立野村病院

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 197 号、国道 441 号
	主要地方道 ・一般県道	宇和野村線、肱川公園線、野村柳谷線、大洲野村線、内子河辺野村線、高瀬松溪線、四国カルスト公園縦断線、
主要な施設		野村支所、市立野村病院、地域包括支援センター本所、特別養護老人ホーム法正園、特別養護老人ホームしいのき園、Aコープのむら店、フジマート野村店、野村高等学校、乙亥の里、野村シルク博物館、野村茅葺き民家交流館土居家、ほわいとファーム、野村クリーンセンター、 等
地域資源		四国カルスト、源氏ヶ駄場、日本百名洞・羅漢穴、大和田橋付近のかめ穴、桂川溪谷 等
都市計画	用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	都市計画道路	整備済み 2 路線：清瀬線、新町線 未整備 1 路線：中村緑ヶ丘線
	都市計画公園	整備済み 2 箇所：愛宕山公園、野村地区公園
	その他	公共下水道が整備済

2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、野村地域でも高齢化・人口減少傾向が続いており、都市計画区域内・用途地域内においても同様の傾向です。また、中山間地域の集落で人口減少傾向が顕著です。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、特に用途地域内で空き家の割合が高くなっています。中山間地域では、老朽化した危険な空き家がみられます。また、野村地区の商店街は空き店舗が増加しつつあります。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・中山間地域の集落では、商業施設が撤退し生活利便性が低下した地区があり、この対策が必要です。
- ・野村地域では都市計画道路が 3 路線決定されていますが、そのうち中村緑ヶ丘線は未整備となっており、野村地域内の都市計画道路の総整備率は 90.8%となっています。都市計画道路をはじめ、日常生活に必要不可欠な道路の整備・維持管理が必要です。
- ・野村生活拠点周辺には、民営路線バス（宇和島自動車）の野村営業所が立地しています。バスは、国道・主要地方道を民営路線バスが、中山間地域を市の廃止代替バス・生活交通バスが運行していますが、運行時刻や便数の面から見直しが求められています。
- ・野村市街地では公共下水道が整備済みですが、地域全体では農業集落排水が一部で整備されている一方、合併処理浄化槽が整備されていない地区が残っており、水洗化率の向上等が必要です。また、肱川の水質の維持・改善が必要です。
- ・野村地域の山間・中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、台風や地震等による豪雨や土砂災害の被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が必要です。また、地域北東部の惣川地区・大野ヶ原地区では、災害時に孤立する恐れのある集落が存在し、この対策が必要です。

- ・平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により、野村地域の市街地は大きな被害を受けました。このため、住民、行政、大学など様々な人びとが連携し、新たな野村地区のまちづくりに向けた取り組みが必要です。

3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、野村地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「野村地域の暮らし」の姿を展望します。

将来像	<p style="text-align: center;">『空と緑のまち』</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ダイナミックな自然が楽しめるまち ■野村支所を中心に生活サービス施設が集まる便利なまち 	
地域づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・野村支所周辺は、野村・城川地域の生活拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等が集積した商業業務地を形成します。 ・生活拠点周辺の市街地は、歩いて生活サービス施設へ行くことができる住宅地を形成します。 ・小さな拠点（中筋、溪筋、大和田、横林、惣川、大野ヶ原）は日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、生活拠点・宇和中心拠点への交通ネットワークを維持・充実します。 ・優良農地や集落の保全に努め、田園景観を維持します。 ・桂川溪谷や源氏ヶ駄場等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。 	
野村地域の暮らし (展望)	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・大野ヶ原の高原や桂川溪谷、野村ダム、鹿野川ダムなど、雄大な自然を楽しむため、長期滞在でピクニックやハイキング、サイクリング、カヌー、トレッキングを楽しむ観光客が多く訪れています。 ・日本三大カルストである四国カルストを研究するための会議が毎年開催され、多くの研究者が集まりそのための宿泊施設が整備されています。
	買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・乙亥の里が再整備され、地元の人々の努力により、イベントや温泉などを楽しむため、多くの人々が訪れています。 ・商店街の修景整備も行われ、空き店舗にも新たな店舗ができてはじめています。 ・以前は大洲市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ買い物を楽しんでいます。
	文化・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・野村支所の改築により、地域の新たな交流拠点として地域の人々に活用されています。 ・乙亥会館は、相撲大会だけでなく、様々なイベントに活用され、地域住民の交流の場となっています。 ・年1回開催される大野ヶ原高原のサマーフェスティバルには、国内外から多くの人々が訪れる一大イベントとなっており、宿泊施設が立地し始めています。
	働く場	<ul style="list-style-type: none"> ・肱川沿いに代々受け継がれている農林業は、環境整備や後継者育成体制が整備され、国内外を問わずあらゆる地域から若者が担い手として集まってきています。 ・「伊予生糸（いよいと）」のブランド化が成功し、シルクの製造やシルクを使った製品を開発する企業が立地し、地域から従業員を雇用しています。
	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・市立野村病院、野村支所や乙亥会館を拠点として、地域で支えるバスが各地区を結び、多くの人々が利用しています。

4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

1) 土地利用

(1) 生活サービス機能ゾーンの整備方針

①生活拠点周辺の整備

- ・野村支所周辺の公民館や乙亥の里等が立地する地区は、野村地域・城川地域の日常生活を支える生活拠点として、既存の生活サービス施設の維持・更新に努めます。
- ・野村支所及びその周辺の公会堂等の施設が老朽化していることから、野村支所は、地域の核となり生活拠点に相応しい施設として、建替えと機能の複合化を検討します。
- ・乙亥の里等の交流施設では、平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとしてなる拠点施設を位置づけ、機能強化を図ります。市民と協働し、施設の集客力向上に向けた対策を検討します。
- ・将来を見据えた各施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組みます。
- ・生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

②国道441号沿道の整備

- ・国道441号沿道は、大規模小売店舗や商店、飲食店、公共施設、住宅などの混在する地域となっています。
- ・良好な住環境を保全しつつ賑いのある商業・業務環境を形成するため、多様な用途の共存を許容しながら、開発行為の動向把握と必要に応じた指導、屋外広告物の適正化に努めます。

③商店街の整備

- ・野村市街地の商店街においては、商店街の後継者不足、それに伴う空き家・空き店舗の増加等が課題となっています。
- ・個別商店の魅力向上に向けた支援に取り組むとともに、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人の支援を行い、若い世代等の定住促進につなげます。
- ・商店街の内側に位置する住宅密集地の解消に努めます。

④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・野村支所の建替え整備や市街地整備事業において、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。

(2) 市街地ゾーンの整備方針

- ・既成市街地における住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図ります。
- ・既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、生活拠点の周辺など便利な地区において、若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。

- ・野村支所周辺整備事業として、野村支所から商店街・乙亥の里への区画道路を整備し、無電柱化の検討を行います。

(3) 一般宅地ゾーンの整備方針

- ・一般住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。
- ・市街地南部の肱川右岸住宅地は、河川や優良な農地に隣接した環境を活かし、低層の田園住宅地として、ゆとりある良好な住環境の形成・保全を図ります。

(4) 産業ゾーンの整備方針

- ・主要地方道宇和野村線沿道、野村高等学校北部の工業地では、流通生産機能の集積と企業誘致に向けて、道路等の基盤整備を推進します。

(5) 集落・農地ゾーンの整備方針

①集落環境の整備

- ・野村市街地の周辺には、広がりのある農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。

②小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・野村地域の小学校再編に伴う、学校施設の改修に努めるとともに、廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

③災害防止のための市街化の抑制

- ・既成市街地の縁辺部で土砂災害警戒区域等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

④農地の保全

- ・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。

(6) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・森林や河川、湖沼など、野村地域の豊かな自然の適切な保全と、ジオサイトの整備やカヌーの拠点となる施設等の整備により、活用を図ります。

2) 都市施設

(1) 道路・交通ネットワークの整備方針

①道路の整備

ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・国道 441 号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。

イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、主要地方道野村柳谷線など未整備路線の整備を促進します。

ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。また、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。

ハ) 生活道路の整備

- ・集落と県道を結ぶ主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図るとともに、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。
- ・野村生活拠点の周辺については、区画を形成する道路網が概成しており、引き続き道路の維持・管理に努めるとともに、市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から、優先的に維持・管理及び整備を図り、市街地を取り囲むループ型の道路網を形成します。
- ・野村市街地の居住を誘導する区域内における住宅密集地では、優先的に整備すべき路線を見極めながら、狭隘な道路の拡幅等に努めます。

ニ) 歩道や自転車道等の確保

- ・生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。

ホ) 都市計画道路の整備

- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、整備状況を踏まえながら引き続き見直しに努めます。
- ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。また、都市計画道路中村緑ヶ丘線において歩道を整備中であり、引き続き安全な歩行空間の確保に向けて、歩道の整備を進めます。

②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。

- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・宇和島自動車の野村営業所周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、中山間地域における市の廃止代替バス・生活交通バスの再編、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

(2) 公園・緑地の整備方針

- ・「西予市緑の基本計画」に基づき、公園の整備を進めます。
- ・野村地区公園や愛宕山公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。また近隣公園以上の規模の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。
- ・平成30年7月豪雨で被災した河川沿いは、災害復興のメモリアルとなる公園・広場・緑地を整備します。
- ・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・野村市街地の南側及び東側の区域を利用圏とする身近な公園広場の整備について検討します。

(3) 下水道・河川の整備方針

①下水道の整備

- ・野村市街地においては公共下水道の整備が完了しており、今後は接続率の向上に努めます。
- ・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。
- ・公共下水道の対象となっていない農村集落等においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。

②河川の整備

- ・肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域としており、また野村市街地を流れる河川となっています。平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により浸水被害を受けたため、引き続き河川管理者と連携して肱川における河川改修等の治水対策を促進します。
- ・野村市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。
- ・稲生川の補修、水路の整備など、河川管理者と連携して身近な河川や水路の整備・維持管理に努めます。

(4) その他の都市施設の整備方針

①医療施設・社会福祉の整備

- ・市立野村病院は、隣接する老人保健施設と合わせて有効活用を図るとともに、市内の

各病院と連携し、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。

- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

②教育文化施設の整備

- ・図書館野村分館や野村シルク博物館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小・中学校の既存施設の改修や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。
- ・ごみ処理については、野村クリーンセンターの休止や廃棄物排出量の増加に対応するため、近隣市町との処理の広域化等、適切な廃棄物処理のあり方を検討します。

3) 自然・景観

(1) 自然の保全・整備の方針

①水辺の保全・整備

- ・野村地域の水辺環境としては、肱川とその支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。また、野村ダム・鹿野川ダムのダム湖が位置しており、このような水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。
- ・野村ダム、鹿野川ダムでは、ダム施設・設備の適正な維持管理に努めるとともに、「ほわいとファーム」など周辺施設と連携しながら、ダム湖を活用したイベントの開催等を検討します。

②農地の保全・整備

- ・野村地域の盆地状となっている地域においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が展開しており、農地の保全と農村環境の調和に継続的に取り組みます。
- ・農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。
- ・農村集落における優良農地の適切な維持・保全、耕作放棄地の対策や獣害対策を図るとともに、担い手による農地整備を促進します。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。

- ・野村地域の主要な産業である酪農の継承に向けて、多様な自然の適切な維持・活用を図ります。

③森林の保全・整備

- ・森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。
- ・森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、自伐型林業など担い手の育成に取り組むとともに、環境教育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。
- ・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

④自然の活用

- ・乙亥の里や四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。
- ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、四国西予ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。

(2) 景観の保全・整備の方針

①市街地景観の保全・整備

- ・野村市街地では、商店街のカラー舗装化による商店街らしい賑いのある景観形成に努めており、今後は国道441号沿いに立地する商店に対するデザイン誘導を検討します。
- ・また、景観に関する市民の意識啓発を図り、市民と協働して、賑いのある景観形成に努めます。

②自然景観の保全・整備

- ・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・農山村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

4) 防災・減災

①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、

防災・減災対策に努めます。

- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

②市街地の防災対策

- ・野村市街地の住宅が密集する地区においては、優先的に安全対策を実施する箇所を見極めながら、区画道路の整備を推進します。
- ・建築物の耐震・耐火構造化や空き家等の老朽危険家屋等の除却を進め、防災機能の向上に努めます。
- ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地震、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・野村運動公園等、避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館、市立保育所等の耐震対策を図ります。
- ・野村地域では、平成30年7月豪雨における肱川の氾濫により市街地が浸水被害を受けており、今後、住宅再建等の復興事業を推進し、安全・安心に暮らせる住環境の確保を図ります。

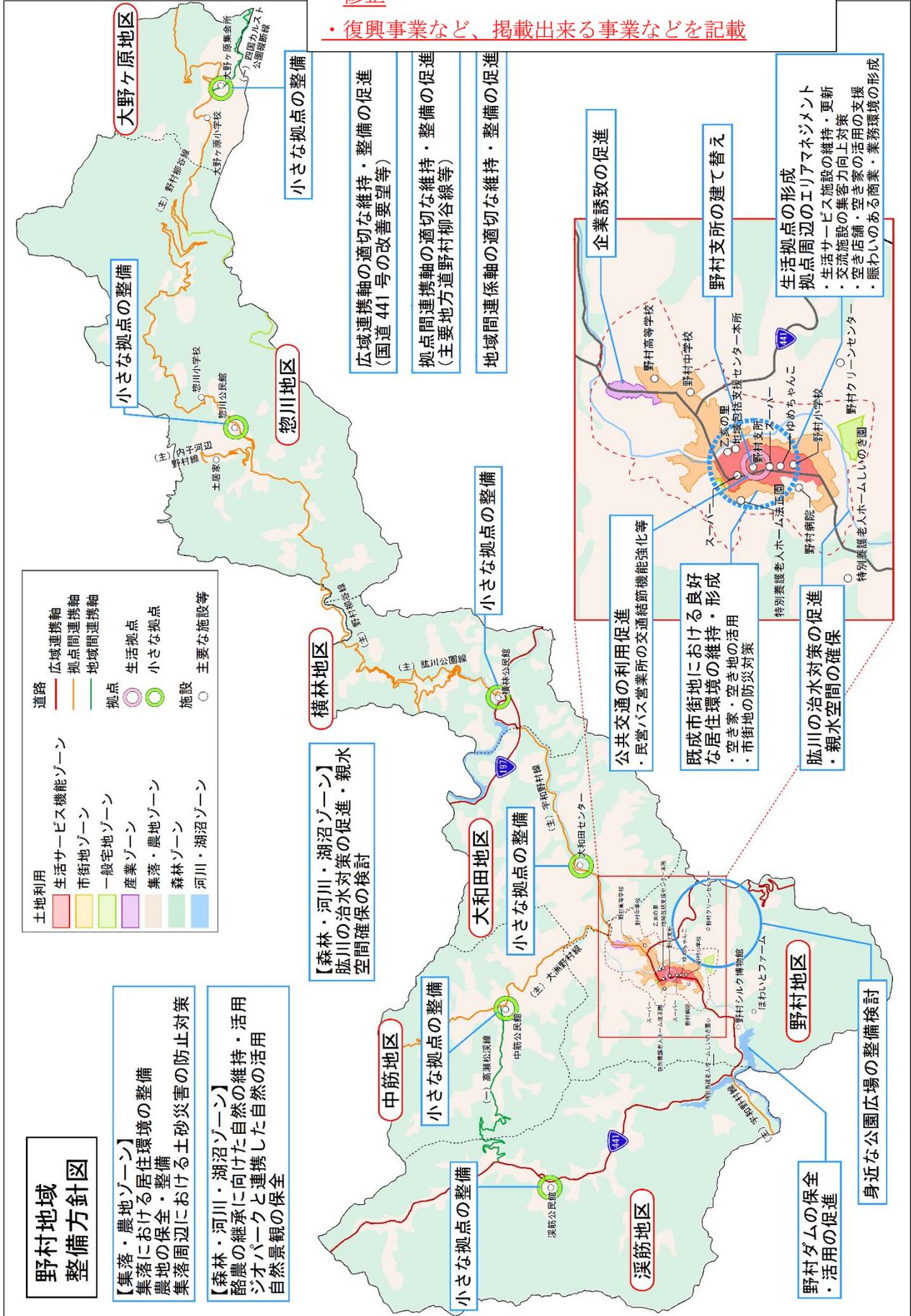
③土砂災害の防止

- ・野村地域の中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・森林整備事業等を用いて、土砂災害の一因となっている放置林対策に取り組み、山林を保全します。
- ・中山間地域の集落は、豪雨や地震時の孤立等の方が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。

④事前復興計画の策定

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。

赤字：見直し箇所



・次頁用途地域の変更案に沿って、土地利用ゾーンを修正
・復興事業など、掲載出来る事業などを記載

